市第95号議案

横浜市手数料条例の一部改正 横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成27年12月4日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例(番号)

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第19号を次のように改める。

(19) 道路運送法施行規則(昭和26 年運輸省令第75号)第49条第1 項第3号に規定する福祉有償運 送(以下「福祉有償運送」とい う。)に係る道路運送法(昭和 26年法律第183号)第79条の規 定に基づく自家用有償旅客運送 者の登録申請手数料(更新の登 録に係るものを除く。)

10,000円

第2条第19号の次に次の1号を加える。

(19)の2 福祉有償運送に係る道路 運送法第79条の7第1項の規定 に基づく自家用有償旅客運送者 の変更登録申請手数料(運送の 区域の増加に係るものに限る。 同

市第 95 号

同 3,000円

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

福祉有償運送に係る自家用有償旅客運送者の登録申請手数料等を 徴収するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する

参考

横浜市手数料条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(手数料)

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(第1号から第18号まで省略)

道路運送法施行規則 (昭和26) 削除
年運輸省令第75号)第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送」という。) に係る道路運送法 (昭和26 年法律第 183 号)第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録申請手数料 (更新の登録に係るものを除く。)

同 10,000円

(19) の 2 福祉有償運送に係る道路 運送法第79条の7第1項の規定 に基づく自家用有償旅客運送者 の変更登録申請手数料(運送の 区域の増加に係るものに限る。

<u>同</u> 3,000 円

(第20号から第 163 号まで省略)